

環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ

フィリピン国 メガマニラ圏高速道路建設事業

カビテ・ラグナ高速道路（CALAX）

協力準備調査（有償）

スコーピング案

日時 平成24年2月3日（金）14：00～17：02

場所 JICA本部 201会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称省略）

石田 健一 東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
日比 保史 コンサベーション・インターナショナル 代表
松下 和夫 京都大学大学院 地球環境学堂 教授
松行 美帆子 横浜国立大学 大学院都市イノベーション研究院 准教授
柳 憲一郎 明治大学 法科大学院 教授

JICA

< 事業主管部 >

石黒 実弥 経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第二課 企画役
山本 泰造 経済基盤開発部 計画・調整課

< 地域部 >

武藤 めぐみ 東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課 課長
村嶋 英一 東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課

< 事務局 >

青木 英剛 審査部 環境社会配慮審査課
高橋 志麻子 審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

木内 満雄 株式会社建設技研インターナショナル 上席技師長

午後2時00分 開会

青木 では、本日もお集まりいただき、ありがとうございます。あちらのコンピュータの時計で進めていきたいと思いますが、14時になりましたので、本日の助言委員会ワーキンググループを開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、フィリピン、メガマニラ圏高速道路建設事業準備調査、幾つかありますけれども、CALAXと通称、呼ばれております案件のスコーピングについてということで、進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、最初に、今日、ご出席されている委員の中から主査を決めていただきたいと思っております。本日の案件につきましては3月の全体会合での確定を予定しております。私どもの手元の、これまでの皆様の主査をご担当された回数を確認しますと、日比委員が1回、それから、柳委員が2回ということで、ほかの委員の方はもう少し多い回数なのですが、もし、本日、それから、助言確定、それから、3月の全体会合でのご出席等に支障がなければ、日比委員にお願いできればと思いますが。

日比委員 主査をさせていただく分にはいいんですけども、3月の全体会合はいつ、2日ですか。

青木 5日の月曜だったはずですが。金曜日でしたっけ。

日比委員 ちょうど、すみません、2月の終わりから3週間近く海外出張が入っておりまして、主査をさせていただいて、取りまとめの作業はさせていただけるかと思うんですけども、全体会合が3月の頭は予定が変更にならない限り、欠席になる可能性が高いんですけども。

青木 承知いたしました。そうしましたら、ほかの委員の方々はいかがでしょうか。本日、主査を日比委員にお願いをして、当日のご発表は石田委員がいらっしゃってから、残りの4名の委員の方で、どなたかが代理で報告をしていただくということで差し支えないですか。

柳委員 3月5日でしたね。

青木 すみません、2日だという。

柳委員 2日。僕も1日から5日までは東京にいないので、全体会合には出られないと思います。

松行委員 私もこの日、卒論審査が1日ありまして。

松下委員 日比委員さんに主査をお願いして、報告は私のほうがやりましょうか。

青木 ありがとうございます。

日比委員 すみません、お手数をおかけしますけれども。

青木 では、日比委員が主査で、当日の報告を松下委員ということをお願いいたします。よろしくをお願いします。

日比主査 では、もう主査のほうで進行をさせていただいてよろしいでしょうか。

青木 お願いします。

日比主査 それでは、よろしくをお願いいたします。フィリピン国のメガマニラ圏高速道路建設事業準備調査のカビテ・ラグナ高速道路（CALAX）のスクーピングの助言ワーキングということで、進めさせていただければと思います。

確か、かなり事前にご意見をいただいている量が多かったということですので、なるべく早く進めていきたいと思えますけれども、上から順番に事前にコメントをお出しいただいた委員の先生から簡単に、ご説明あるいは追加のご質問等があれば出していただくという形で、まずは一通り、リストをカバーしていきたいと思えます。

石田委員がまだご到着でございませぬので、まず6番、松行委員、お願いできますでしょうか。

松行委員 何をするんでしたっけ。追加の質問とか、コメント。

日比主査 6番の追加質問等がございましたら。

松行委員 追加の質問をよろしいでしょうか。開発業者がプロジェクトの計画以前に既に土地を取得しているとありますが、この開発業者というのは複数ですか、それとも基本的に一つとか、一つのグループでしょうか。

山本 複数があります。

松行委員 複数ですか。それで、ここで最後に開発業者による汚職の可能性はないかと質問があって、それについてはご回答いただいていないんですが、政治的な力を持っている例えば政治家とかの親族のグループとかが既に自分が買い占めた土地のところに、こういうインフラを持ってくるというのはよくある話だと思えますけれども、その心配はないというふうに理解してよろしいでしょうか。

山本 現在の線形についても検討中ではございますので、まだ、決まっていないものですし、今、提示している線形についてはコンサルタントチームのほうで技術的に検討した結果を提示しておりますので、そこに何ら外部からのそういう意思是働いていないと考えています。

松行委員 それで、この開発業者がこの土地の取得を始めたというのは、大体、いつごろになりますか。

山本 いつごろからというのは把握はしていませんけれども、大分、前からあったものと考えています。開発はところどころで、大分、進んでいますし、住宅地化が進んでいるところもあります。

松行委員 わかりました。ありがとうございます。

青木 すみません、1点、今日、先生方から左手ですけれども、フィリピン事務所もテレビ会議という形をつないでおります。フィリピン事務所のお二方はこちらに参加している皆さんのリストか何かはお持ちですか。

木内 はい、持っております。

青木 そうですか。では、時間もないので自己紹介は省きます。

日比主査 では、テレビ会議でわかりやすいように、委員の方でご発言いただくときはお名前を冒頭に言っていただいて、発言していただくという形にできればと思います。

松行委員、ありがとうございます。

では、続きまして、7、8と私ですので、私のほうから話させていただきます。

7番は全体のところ、冒頭の2ページのところですが、ここで優先順位等を評価するということで、3つのクライテリアで評価したということがありまして、その重みづけが40点、30点という形だったので、その根拠を教えてくださいということでお聞きしたものです。DPWH職員とも議論して重みをつけたということになっているんですけども、もう少し具体的に、なぜ、必要性和緊急性が40点、収益性が30点、実現可能性が30点なのかというあたり、もう少しバックグラウンドを教えてくださいというふうに思うんですけども、お願いできますでしょうか。

山本 すみません、これは現地の調査団のほうから回答をいただきたいと思うので、木内さん、よろしいですか。

木内 木内です。実は、この調査は我々のこの調査の前に実施された調査でこういう話が出ておるんですが、実はこれよりもっと細かいブレイクダウンがありまして、今、3つ出ておりますが、これらをまとめて、そういう背景になっていると、これは前の調査報告書を見ていただいたほうがわかりやすいんじゃないでしょうかね、今は手元がないんですけども。

日比主査 わかりました。では、ここの該当箇所をまた後ほど改めて見せていただければと思います。ありがとうございます。

続いて8番、これも日比のほうからですけれども、これは地図の色塗りがしてあったことですので、それはご説明いただいているので、これはこれで結構でございます。

それから、次のページ、9番ですけれども、これも私、日比のほうからなんですけれども、これは直接影響、間接影響というふうに書かれていたので、その定義ということで、直接影響は道路用地を取得するエリアと、間接影響というのは直接影響から1キロにかかるバランガイというふうになっているんですけれども、間接影響を1キロとして設定している根拠というか、考え方というのは何かバックグラウンドがございましたら、ご教授いただきたいと思います。特に私は主に自然環境面が専門になるんですけれども、例えばこれはかかるバランガイからということで、社会環境面ではそれなりに意味が出てくるのかもしれないんですけれども、自然環境面といった場合は余り1キロにかかるバランガイというのは、どこまで根拠としてジャスティファイされるのか、教えていただければと思いますけれども。

山本 確か、これは法律で決まっていたと思います。すみません、ちょっと詳細を知らないのですが、木内さん、わかりますか。

木内 これも1キロ以内にあるバランガイということなんです、基本的には今後、実施していくステークホルダーミーティングとか、その辺でバランガイの住民と相談する場合、このくらいの範囲でやっておけばいいだろうということで、1キロという感じで決めております。ですから、自然環境というよりは地域の住民の人たちがこのエリアで高速道路によっていろいろ影響を受けるということであろうから、そういう人たちがどういう意見を持っているんだろうかというヒアリングをこれから実施していくんですが、その対象範囲ということで、これから実施していきたいと、こう思っております。

日比主査 わかりました。先ほど申し上げましたように、私の質問、問題意識としてはむしろ自然環境面でありましたので、コメントはまた後ほど最終化するときに考えさせていただきますけれども、その辺、これが具体的に何を意味するのかというのを明記していただくのと、後ろで環境面のところでも若干、これにかかわるような質問をさせていただいておりますので、自然環境のどこまで対象にするかというところで、その議論をさせていただければと思います。ありがとうございます。

次、10番、柳委員、お願いいたします。

柳委員 また、修正されるようなんですけれども、修正の中がこの数値がというこの数値というのは溶存酸素の数値という意味なのかなと思いますけれども、文意が余り通りにくい

かなと思いましたが、ここで書いてあるのは、結局、廃棄物が多いと水中の有機物が増えて、それで、光合成が激しくなると溶存酸素が使われてしまうので溶存酸素の数値が低くなると、こういう説明なんだろうと思うんですけれども、もとの記述がよくわからなかったのも、だから、質問したわけですが、それを修正されるということですので、修整後はもうちょっとわかりやすくお書きになったほうがいいと思いますけれども。

日比主査 わかりました。ありがとうございます。

次、11番、松下委員、お願いいたします。

松下委員 松下ですが、これについては環境緩和対策について供用前と供用後について分けて書いていただきたいということで、そういうふうにしていただけるようですので、これはこれで結構です。

日比主査 ありがとうございます。

続きまして、代替案のほうにまいりたいと思いますけれども、16番、松下委員。

松下委員 これもまた、松下のほうですが、これについては表9.4-1でSocial Impactについて、No. of Residential Houses affectedという説明ですが、これは非自発的移転戸数と同じ意味であるということで、これでわかりました。そうであれば、表に注でも書いておいたほうがいいかと思えます。

日比主査 ありがとうございます。

17番も松下委員ですが。

松下委員 これは松行委員と同じ。どうでしょうか。

松行委員 ここでご説明をいただきましてありがとうございます。ただ、例えば3番、交通量、4万台以上を、3万台以上を×、その間をにしたとありますが、では、何で4万台と3万台が境界値になったのかとか、そういったことが不明なので、やはり、私はここでコメントで申し上げたように、×の数によって、Over-all evaluationはしないほうがいいのではないかと考えております。

日比主査 いかがでしょうか。お願いします。

木内 ちょっとよろしいでしょうか。現在、もう一度、ウエートシステムという感じで、もう1種類ふやして評価の方法を変えて、もう一度、評価してみようということで考えておりますが。

松行委員 よろしいですか。これは、でも、代替案の選定は終わってはいないんですか。

山本 現在、スコーピング案ですので、まだ、調査する項目は残っておりますけれども、

こうした評価の中では必ず主観的な部分というのがどうしても入ってきてしまうと思うのですが、先ほど調査団からあったように重みづけをすることによって、よりもうちょっと現実を考えていくことになるのかなと思うので、そういったことで利用するのだと理解しています。

松行委員 重みづけというのは具体的にどういうふうにするんですか。

山本 例えば点数化をして、先ほど日比委員からも指摘があった手法ではありますけれども、30点、40点、30点、そのような評価というのが考えられると。

松行委員 例えばConnection to Aguinaldo HighwayというのがDifficult due to no appropriate area for interchangeというのだったら20点とか、次のだったら30点、次のだったら30点みたいな。

山本 どうしても、定量的な評価というのは難しくなってくるんだらうなと思っていて、透明性を確保するために、そういうマルチクリテリアで重みづけをした上でやっていると思うんですけれども、ただ、もし、何かご示唆があれば。

松行委員 ただ、重みづけをしたとしても、何で×が20点で が30点なのかという話も出てきますよね。私は別に、 、 でやること自体が悪いと言っているわけではないんですけれども、最後のEvaluationで単純にここの数値だけを比べて、 が一番多いからAlternative 2が一番いいんだというのは、恣意的に操作をしようと思えば、できてしまうんじゃないのかなというふうに思っているんですが。

山本 恣意的にコントロールすることは、この指標であれば可能だとは思いますが、そのためのひとつずつの判断基準を調査するためには調査団がということで、最終的な手法としては一般的にはよく使われるものなのかなとは思っているんですが、代替案の決定というところでは、当然、この代替案の中でも細かいところで、いろいろ問題を回避するような取り組みはされると思うんですけれども。

日比主査 よろしいでしょうか。似たような問題が月曜日でしたかのワーキングで、別のジャカルタの空港整備の案件でも同じような問題点の指摘がありまして、もちろん、手法としてマルチクリテリアでのアナリシスというのは、こういう代替案を選定していく場合に採られる手法だということは、委員の皆さんもよく理解しておられると思うんですが、そのときに出た問題意識は、一方で、例えば重みづけをしたら、今度、特に今回も評価項目も多いですから、一つの評価項目当たりの重みづけがそれこそ数%ずつになってくると、そうすると例えば何か重大な項目、例えば非常にリセットメントする人数

が多いというのがあって、それを仮に重くしても、多分、これだけ項目があれば重くても15%か20%、そうすると、逆に言うと、それだけ重要なことでも全体の中の10%か20%ぐらいしか影響を持ち得ないと、自然環境とかになると、多分、もっと少なくなってくるわけですね。

だから、その辺で、手法としてこういう方法だということもわかる一方で、そのマイナス面がやはりどうしても出てくるというところを、これは私の意見なんですけれども、手法によってどうしても出てくるマイナス面というのをどうやって、この調査の中で対処していく方針があるのかというあたりをお示しいただき、重みづけするのなら重みづけの裏づけというか、根拠と合わせてだと思っんですけれども、多分、その辺をもう少しご提示していただかないと、何で、それでやって、この結果がそれでいいかどうかというのがわかりにくいのかなという気がします。すみません、松行委員のご質問の上で。

お願いします。

武藤 地域部のほうからの観点ですけれども、テクニカルにこういうプロセスを経るのは、地域部としても一つの過程としてはありえるというふうに思っております。でも、当然ながら、本当にある評価項目のところ、どうしても全体上の点数配分は少なくなってしまうのだけれども、これは質的には非常に実施上、向こうの制度との関係で例えば難しい問題があるとか、定性的ないろんな判断を最後のまとめのときにするというのも、これもまた、あり得る話だと思っています。ですから、点数だけで決まってしまうようなことではなくて、総合的な判断というのがどこか、最後にきちっと出るように工夫したいと思っています。

石黒 こういう幾つかのコストとNatural Environmentとか、あるいはSocial Impactとか、そういったものをすべて同じ重みで評価するというのは、それまた、変な話ですので、ただ、そういった意味合いで の数が4つだから多いね、だから、これがいいねというような結論のつけ方というのは、私どもはちょっと違和感があります。基本的には、この表の見方としてはもちろん一番コストが低ければいいわけですけれども、そのことによって余り住民移転が発生するようでは、また、やっぱりよろしくない。そういった幾つかの観点から見て、この案件についていえば、Alternative 2がコストとしては住民移転費用等を全部合算したら、一番安価に済むだろうと、今の想定であると。

それからあと、Social Impact、住民移転の発生件数についても、ここが最少であろうという今の状況での情報に基づいていうと、総合的に見てこれが一番適当ではないかという

ことだと思っんですけれども、ほかのところでありますと、既存の大学の用地を切るようなものがAlternative 1ですし、また、工学的といいますか、インターチェンジをつくるという計画がある以上、そのものがないというのであれば、当然、そこから除かなければならないでしょうし、多分、結論としてはそういった定性的な記述にするのが適当だと思っんです。表現上としてはちょっとこのまま が幾つ、×が幾つ、では、全部足してこれが一番だねという説明ではないと思っんですね、この指摘は。

ここは修正できれば修正したほうがいいと思っます。ミスリーディングだと思っます。もちろん、参考値として とか×とかの数を数える、そのために置くという考え方もありますけれども、そうすることはすべてのクライテリアを全部同じ重みで評価しているんですよということと同じになっちゃうので、ここはうちも気をつけて、定性的な記述で結論づけるほうが適当かと思っます。すみません、余計なことを言って。

日比主査 いかがでしょうか。

山本 こういった表というのは、恐らく調査結果をまとめたものになると思っますし、数の数であるとか、重みづけをした点数というの、また参考値ではあろうかと思っますので、それぞれの重みづけにせよ、定性的な評価にせよ、それぞれのこちら側の評価というのは、その根拠というものを調査の中で調べていくということで、こういった表にするような手法は透明性を確保するというか、わかりやすくしているようなものだと思っますので、調査結果のほうをまた見ていただいて、今回、指摘いただいた点は考慮したいと思っんですけれども、きっちり根拠について説明できるような準備をしたいと思っます、ということによろしいですか。

松行委員 先ほど石黒さんにご提案いただいたように、ただ、数だけで選んだんじゃないくて、こういった理由があったから、これを選んだんだよというのをやはり文章で、この下か何かにご説明いただけたほうがわかると思っます。

日比主査 松下委員は何か、この辺は。

松下委員 大体、今、説明いただいて、一つの判断材料として、 、×、 をつけ、それに加えて重みづけをしたものを実施すると。それで、最終的には、それ以外の定性的な要素も考えて評価と、そういうことによろしいですね、理解として。わかりました。

日比主査 ありがとうございます。

石田委員がご到着されましたので、最初のページ、1ページ目に戻りまして、全体の1番のところから石田委員のご質問のところを少しご回答され、議論していただければと思っ

ます。

石田委員 遅れてしまい、申しわけありませんでした。

1番はわかりました。2番も了解です。

3番、また、後で図だとか、写真のことで実際の現地がどうであるというところのすり合わせをしたいんです。僕はメールにも書きましたが、このあたりは3度、調査と研修で行っているんです。だから、多少は土地勘があるんです。ただ、ここも背後に長いですから、ピンポイントで重なっているかどうかを知りたいんですけれども、ですから、3番は前触れだと思ってください。後で出てきますので、3番もそれで結構です。

4番、これは私に対する回答にはなっていない気がするんですね。本事業は重要って、それはわかります、もちろん、そうだと思います。ただ、ご回答いただいた回答の内容を把握すれば、まるでこの事業というのは、自己完結型の住宅開発のために行っているというふうに取り出れるんですね。そうじゃないだろうと思うんですよ。なぜならば、1番でいろんなほかの目的も書かれているわけですから、私がここで聞きしたかったのは、開発住宅地と開発業者が優先的に土地をブロックとしてとってしまっているのであれば、その中でどのような開発をしようと、ある意味、自由じゃないんでしょうか。つまり、もうブロックとして押さえているわけですから。もちろん、当然、規制はかかるでしょうけれども、ある意味、中での開発は自由なわけですから、そういう意味では何がしかの無秩序な発達が見られるのではないかなと思います。ですから、このお答えではちょっと不十分な気がするんです。

山本 このCALAXという道路に関しては、必要性については現地は渋滞もしておりますし、事故も増えているところですので、それはご納得いただいていることかと思うんですけれども、周辺都市のスプロール化に対する対策というのは、また、別の現地の部署というか、そちらのほうで対応していることなのかなと思います。ここで、このプロジェクトの中でご回答することがちょっとできないのかなというふうに思っています。

石田委員 そのご事情を理解しつつ、改めて聞きますが。前回か、前々回のときのマニラからかなり北のほうにつくるときも、スプロール化ということがかなり話題として取り上げられたんですね。だから、私は同じことをたずねているだけなんです。開発業者が押さえているから大丈夫というのでは、ちょっと違うんじゃないかなと思うんです。

武藤 このクラリフィケーションなんですけれども、石田委員のほうでおっしゃったのは開発業者が買い取ると、逆にそういった敷地の中でスプロール化が起こるという意味な

のか、それとも、そういったサブディビジョンと向こうで言いますが、宅地の外に何か飲み屋さんとか、カラオケ屋さんとか、いろいろ出てきてしまうのが、どっちのイメージですか。

石田委員 両方です。両方というのは、前者、買い取った宅地の中でいわゆるビレッジみたいにするんだったらまだいいと思うんですね、フィリピンのビレッジみたいな。そうじゃなくて、もう少し一般住宅向けの形にしてしまうのか、それとも、中でスプロール化が起きるのか、それと、もう一つは宅地業者が買い占めて、すべてが密接してまるで碁盤目のようにきちんとなっているのか、それとも間に買われていない土地があって、そこに今、おっしゃったような飲みさんができたり、便利だからということではいろんな人がやってきたりして、無秩序な発展が起きるのか、統一感がないような形で起きるのかなと。

武藤 両方のイメージですね。

石田委員 両方の意味を込めています。そこら辺はいかがなんでしょうか。

松行委員 関連して、いいですか、追加の質問をさせていただいて。私も同じことが気になっていまして、というのは、開発業者が買った土地は、まだ開発していないところは農業をやっているという話だったじゃないですか。ということは、もともとの農地を開発業者が開発のために買い占めているということですよ。ということは、その土地というのは、Zoning Ordinanceでは用途地域が農地と指定されているところなんじゃないのかなと予想をしているんですけども、そこを開発業者がインフォーマルに宅地化しようとしているんじゃないかというのが気になっているところで、もし、この高速道路を敷いたことによって、そういったインフォーマルなスプロール的な開発が進むのであれば、やっぱり、それは何らかの手だてを事前に打っていく必要があるんじゃないかというふうに思っているんですが。

柳委員 その点を僕も51で質問したんですけども、回答では一般開発地域とあって、農地じゃなかったですね。そういう回答です。

木内 すみません、補足説明をさせてもらってよろしいでしょうか。

日比主査 お願いします。

木内 この地域は、フィリピンでも非常に大きな開発業者が土地を買っておりまして、マニラでいうサブディビジョンというような感じの開発を進めております。要は、彼らの買い取った用地はすべて自分のところでフェンスを設けて、その中にはほかの人が入り込めないような状況の開発です。その買い取った用地の中では住宅地、それから集会場とか、

いろんな施設を一体的に整備して、当然、電気、水道も含めて開発業者が整備するという状況であります。ですから、その地域には、その住民は入れるけれども、ほかの人はなかなか入ってこれないという感じのいわゆるフィリピンでいうサブディビジョンという感じで整備をしております。ですから、この地域は大体、非常に大きな土地を買い取っているという状況が多くて、例えば50ヘクタール、あるいは大きなところだと300ヘクタールぐらい自分で土地を買って、その中は独自に整備を進めていくという状況が発生しております。

問題は、彼らの用地の中は非常にきれいに整備するんですが、そこからどういうふうに公共道路にアクセスするかというと、完全に既存の国道あるいは既存の高速道路に依存しております。ですから、そういう意味では交通インフラが圧倒的に不足しておりまして、ですから、既存の道路がますます混むというような状況が発生してくるという感じですね。ですから、そういう意味でのスプロール化ということは言えるんでしょうけれども、彼らの地域の中でのスプロール化というのは考えられない状況ですね。それから、その周辺地域も、その地域はほとんど買い取られていまして、例えば図7.4-1の19ページに、大体、どこがどんな感じで買い取られているかというのを示してございますが、この地域はほぼ全域、こんな状況で民間が土地を押さえているというのがこの地域の現状でございます。

松行委員 すみません、フィリピン側に教えていただきたいんですが、図7.4-1というのは現況図でしょうか。それとも将来の土地利用の状況まで入っているんでしょうか。

木内 これは、大体、現況で民間が押さえている土地ということで、あるものはまだ農地、ある地域は既に開発済みという状況です。どちらかといいますと、右側に走っているSouth Luzon Expresswayというのがあるんですが、それに近い2~3キロの地域はかなり開発が既に進んでいるという状況です。それからもうちょっと先の区間は、まだかなり農地として残っている部分がございます。ただし、そういう農地でも民間が既に土地を買い取っているという状況です。

松行委員 すみません、追加で教えていただきたいんですが、51番のご回答にあるGeneral Development Zoneというのは、図7.4-1のすべてがそこに指定されていると考えてよろしいのでしょうか。

木内 これも添付資料にZoning Mapというのをつけてございますが。

石田委員 図表番号をお願いします。

木内 Zoning Mapの右上のところにInchicanというバラングイがあるんですが、この

部分は黄色ですね。それで、ここがGeneral Development Zoneという格好で指定されております。ですから、この部分はまだ農地なんだけれども、民間開発業者がかなり土地を押さえているというところにあります。

松行委員 すみません、図7.4-1と、こちらのZoning Mapの位置的な関係がよくわからないんですが。

石田委員 これは、でも、シランだからハイウェイにかなり近いほうじゃないですか、Zoning Mapは。おっしゃっておられる図7.4-1と余り関係ない場所じゃないんでしょうか。

木内 Zoning Mapはシランというミュニシパリティの部分を示しております、これはどっちかというところちょっと山側に入ったところですね。残りの区間、図7.4-2、20ページですかね、それを見ていただきますと、濃いピンクのところがあるんですが、濃いピンクのところは既に開発が進んでいる状況のところですね。それから、濃い緑のところは開発がこれからという状況で、ここで真ん中辺といいましょうか、真ん中辺が先ほど申しましたシランのうちのDevelopment Zoneとして指定されている地域です。

松行委員 図7.4-1の状況が知りたいんですが、ここがどういう地区に指定されているのかが。買い占められているってことですね。

木内 図の中でブルーの地域、これは既に買い取られているという地域です。それから、右側にきて、赤が.....。

松行委員 すみません、白黒なのでよくわからないんです。

日比主査 そうですね、前に映していただけると。

木内 この中で、右側の赤が出てきているところ、これはIndustrial Useになっておりまして、ここは既に工業団地として企業も進出しているという状況です。それより左側のブルーの区間、これは、これから開発が進むという地域でございます。

松行委員 それでブルーというか、この買い占められている土地は、すべてGeneral Development Zoneに指定されていると理解してもよろしいんでしょうか。

木内 はい、そのとおりです。Zoning Ordinance上はそういう規定になっております。

松行委員 すみません、あと1点、General Development Zoneというゾーニング名は私は聞いたことがないんですが、これはこういった用途が許可されているものなんですか。

木内 Zoning Ordinanceがここにあるんですが、ちょっと英文を読みます。The zone shall predominantly be a residential area with the supported commercial, institutional and

recreational useと、こういう規定になっております。

松行委員 ということは、基本的に住宅で、それにちょっとした関連したcommercialと、あと、industrial.....。

木内 institutionalとrecreationalです。学校とか、あるいはスポーツの施設とか、そういうところが許可されている、こういう用途です。

松行委員 そうしますと、Industrial Useという工業団地みたいなところ、工場みたいなところは、General Development Zoneに建っちゃっているということですね。

木内 すみません、ここで、今、説明したものはシランのZoning Ordinanceでして、もうちょっと右側の地域は違うシティの区域に入りまして、そのOrdinanceは確認していないんですが、既に工業団地が進出しているとか、あるいはサブディビジョンが建設されて、既に売り出しにかかっていると、こういう地域なものですから、当然、そういうOrdinanceにのっとってやられているだろうという想定をしております。

松行委員 こういった途上国だと、インフォーマル開発というのが平気で起こっているということもあるので、現況の土地利用と土地利用計画、土地利用規制が合っているかという、そうじゃないということはたくさんあると思うので、ぜひ、この場所のZoning Ordinanceを後日でいいので見せていただけないでしょうか。

木内 わかりました。あと、2つか、3つのシティが関連してきますが、その辺は今後、収集して提示できるようにいたします。

松行委員 お願いします。

石田委員 私からも一つ教えていただきたいんですが、図7.4-1の真ん中から左側の右半分はラグナ地区、今回の対象箇所だと思うんですね、ハイウェイとぶつかって、少し左に行ったあたりまでは。ここは全く何か買い占められていないように思うので、こういうのを見ると、やっぱり、今後の開発に対する不安は若干残りますが、いかがなんでしょうか。これは全く色がついていません。

木内 基本的に大地主はいると思うんですが、開発業者が大規模に買い占めているという地域ではございません。それで、今、Zoning Ordinance上もこの地域はAgricultureという指定になっておりまして、ですから、当分、開発行為は発生してこないんじゃないかという気がしております。

石田委員 お答えをありがとうございました。

日比主査 よろしい.....。

柳委員 今のあの図で白地のところは農地というふうに考えていいんですね。

日比主査 7.4-1の白地のところは、農地と考えてよろしいのでしょうかというご質問です。

木内 基本的に2種類ありまして、右側、South Luzon Expresswayに近いところは住宅が建て込んでいるようなところ、それから、真ん中の地域は大体が農地、それから、この区間はかなり急斜面のスロープがあるところで、この部分は森林的なものができているという状況のところでございます。

柳委員 それから、もう一つ、確認ですけれども、先ほどお読みになったGeneral Development Zoneの日本で都市計画でいうと、これは準工業地域に当たると、そういうふうに見て行ってよろしいのでしょうか。

木内 ここですと完全に住宅地という規定です。ただし、その中に商業施設あるいは学校的な施設、あるいはレクリエーションの施設も許されるという用途指定です。

柳委員 住宅地域、いや、用途の話だから。

松行委員 でも、先ほどのresidential area with the supported commercial use and institutional useということであって。

柳委員 商業地域か。

松行委員 基本的に住宅で。

柳委員 住宅の中で……。

松行委員 ちょっとしたお店とか、学校とかは建ててもいいぐらいの。

柳委員 だから、日本でいうと住宅地域と商業地域がミックスしたような。

松行委員 どっちかという住居地域の性質のほうが強いと思います。

柳委員 でも、住居地域にレクリエーションなものはつくらないので、だから、ちょっと商業地域の色彩が強いということですよ。

松行委員 レクリエーションというような。

石田委員 すみません、今のうちの、今、話題になっている白い場所のところ、図7.4-1だと線形が赤で書かれていますよね、赤い線形で書かれている。赤い線形のところは既に旧道が走っているんですか。それとも、これは全く新たに道を起こすのでしょうか。

木内 ここでAlternativeとして5本、示しておりますが。

石田委員 そのうちの赤です、赤い色のやつ。

木内 赤い線ですか。赤い線のAlternative 3という。

石田委員 はい、そうです。だから、まさしく調査団が選ばれた路線ですけれども、その図7.4-1でいえば真ん中から左側、シランに向かって左側、だから、シランの方向に向かっていくところは、青の部分が消えたあたりから左側というはずと、今、話題になっているように白っぽい土地、つまり、農地であったり、住宅であったりすると。この赤い路線というのは既に何か旧道があって、その旧道の上を走らせるということなんですか。それとも、新たにここは道を通らせるという、そういうことなんですか。

木内 新しい道路です。既存の道路はございません。

石田委員 わかりました。ありがとうございます。

日比主査 そのあたり、いかがでしょうか。また、ご議論があるかもしれないですけども、少し先に進んでいければと思います。

石田委員 私の箇所は5番まで結構です。ありがとうございました。

日比主査 5番もよろしいですか。あと、次のページ、2ページの代替案のところでも幾つか石田委員のご質問、12番、15までお願いします。

石田委員 伐採の割合というのは今後、確認されるということで、今の段階でまだ推測はついていないということですね。伐採本数とか、伐採面積というのは今の段階ではまだわからなくて、これから調査・確認していくということ。

山本 まだ、そこまではしていません。

石田委員 15番はいいです、わかりました。13番、14番を地図で説明していただけますか。ここは結構、大学とか教会が多いし、あと、あれがあるんですよね、IIRR（国際村落復興研究所）の場所じゃないんですか。あのそばに大学がありますし、それから、孤児院もあるし。

武藤 どこに。

石田委員 シランのところ。だから、その位置関係がわからなかった。あのあたりからすると、結構、深い森だし、溪谷を真横に横切る形になりますね、この線形だと。

山本 この凡例をつけた地図をお送りしたかと思うんですけども、これはお持ちですか。

石田委員 パソコンで見ました。

山本 これでは不十分ということでしょうか。とりあえず、現地のほうでそういった大学であるとか、NGOなどの……。

石田委員 ちょっと見せてもらえますか。

山本 配布するように転記を今。

石田委員 シランの町がどれかわかれば、私はすぐにわかる。それはもう既にもらっています。

木内 今、この図をごらんになっていらっしゃるんでしょうね。

山本 そうです。Legendを入れていただいたものです。

木内 キロメートル、ゼロプラスゼロ、ゼロ、ゼロと書いてある下側、これがシランの町の中心地です。ホスピタルが2つ、マークがございますね、Aguinaldo Highwayに沿って、その辺がシランの中心地です。

石田委員 わかりました。ありがとうございます。結構です。大丈夫です。

日比主査 13、14。

石田委員 15も大丈夫です。

日比主査 15も消す。ありがとうございます。

では、17、18は先ほどやりましたので、4ページ目のほうに移りまして19番から、19、松行委員、お願いいたします。4ページの19番です。

松行委員 1点、追加で質問させていただきたいんですが、Natural Environmentは、大規模切土が必要かどうかを自然環境の代表的評価項目として選定したとあるんですが、それだけで本当に大丈夫なのか、私はこの場所もわからないので、教えていただきたいんですが。

日比主査 実は、私の20番、21番ともかかわるところではあるんですけども。

山本 自然環境については今後、調査の中で評価項目を再度、検討して生かしたいと思っているんですけども、松行委員と日比委員の先ほど松行委員のほうから追加いただいたものは同じ内容ということによろしいですか。

松行委員 私はこの項目がよくわからないんですけども、これだけでNatural Environmentへの影響というのが本当にわかるだろうかという、ちょっと疑問が素人ながらにあったので伺っているんですけど。

日比主査 基本的には同じ内容の質問をさせていただいているかなと思います。私はそこをもう少し細かく多分、表現しているだけのことだと思うんですけども、すみません、私のほうからも少し追加で補足説明させていただきますと、自然環境への影響の多分、大きな影響を及ぼすとすれば、切土なのではないかというふうに判断されて、それを評価の根拠にされているというふうに理解しているんですけども、まさに松行委員がおっしゃ

ったように、そのみでこの事業の自然環境面の影響というのをAlternativeを選ぶという段階であっても、本当にできるんですかということになると思います。

特に追加でお話しさせていただきます。この前のさっきの17、18のところの評価項目で、
、
、
×のご説明をいただいている中でも、例えばお答えの5のところでは切土の大規模が×、5メートルからの中規模が、小規模5メートル以下が というふうにされているんですけれども、幾つか問題点というのは、この評価のプロセスとして、そうなる、私は十分に理解できないという上で質問させていただいているんですけれども、そもそも、まず切土のみで評価していいのかということと、ここの切土がそもそも10メートル以上あるいは5メートル以下というのは、単位が、すみません、これは私の知らないところなので、何が10メートルということなるのか、教えていただけますか。

木内 よろしいでしょうか。10メートルというのは切土する深さ、10メートル以上をカットするのか、あるいは5メートルでとまるのかという深さといったらいいんだな、そういう単位でございます。

日比主査 わかりました。そうすると、当然、深さ掛ける長さが出てくると思うんですね。だから、10メートルでも極端に言えば2～3メートルしか掘らない場合と、例えば1メートルであっても、それが何キロ続くのでは、全然、むしろ、影響が少ないと言っているほうが影響が大きくなる可能性もあるでしょうし、生態系からいけば、むしろ、表層の面積がどれだけ影響を受けるかというほうが影響も大きくなるでしょうから、そういう意味でも、この切土で特にNatural Environment、自然環境というところの評価というのは、この段階であっても粗っぽ過ぎるかなというのが私の20から22まではおおむね、22は工事中、それから、供用開始後のところなんですけれども、20、21ですかね、のところは、そういうところなんですけれども、いかがでしょうか、この自然環境分野の評価の考え方として。

山本 つまりは、土量を切って運び出してしまうような土量であるとか、表層を取ってしまうような面積であるほうが、その規模としてより把握できるというので、それを項目に入れると。

日比主査 本来は、それによってどういう影響があったかというのが評価の対象になるべきだというのが、21番ではそれを書かせていただいている、それは取り出す土地なのか、はぐ面積なのかというのはあくまでも指標であって、本来、それによってどういう影響があるのかというのが評価の対象となるべきだと思うんですね。例えばスコーピングの段階

で、そこまで例えばできない、今の段階だと、どれだけの面積をとったということで代表しますというのであればまだわかるんですけども、それにしても深さだけで見ているというのは、ロジカルでないのかなというふうにも思いますし、これで十分、代替案の選定の際の自然環境への影響の評価になっていないんじゃないかというのが問題意識で、多分、松行委員もそういうことをおっしゃっているんだというふうに思うんですけども。

柳委員 いいですか。そもそもは切土というのは環境影響があるかどうか、要はアセスをするかどうかの判断の尺度として、切土の深さがどうかとかのもので要件を決めている。例えば川崎市の条例はそういうふうに切土をする場合のやつを新たに付加して、アセスをさせるかどうかを判断させる条件にしているわけですよ。ただ、それは環境影響全般の話なので、自然環境を見る尺度として切土を用いているわけでは全然ないんですよ。だから、誤解が生ずると思うんです。だから、切土による土石がどこに行くかとか、全部、アセスの対象ですよ、評価すべき。だから、それを自然環境で切土だけで判断しようとするから、そもそも話が混乱するし、わかりにくいということなんだろうと思うんですよ。

日比主査 いかがでしょうか、JICAさんのほうはその点。

山本 道路をつくることによる自然への影響を今、明示的に評価するような手法はそれほど多くはないのかなと思っています。現地に地下水がどこまであるかであるとか、そういった調査をして評価していくと思いますので、ご指摘のとおり、切土の高さだけを指標にするというのはおっしゃるとおり、ちょっと雑なのかなと思いますので、今後、調査の中で評価項目等で増やせるところは増やして、評価をしていきたいなというふうに思っています。今、具体的に明示的な指標はお示しできませんけれども。

日比主査 わかりました。

次に進みます。22番も私なんですけど、これは前のほうで確か松下委員でしたか、ここに含まれるかと思しますので、その整理をしていただけるという理解で了解いたしました。

23番も私、日比なんですけれども、ここは37ページのほうに「約66haの緑地や農地が消滅し」という記述が出てくるんですけども、逆に言うと、これがどういう影響になるのかというのが、スコーピングのこの表の中でこれが考慮されたように見受けられないんですけども、どのようにここを考えておられるのかということをお聞きしたかったんですけども、66ヘクタールというのはオプションにかかわらずなんですか。当然、通るところが違えば緑地や農地や消滅する面積は変わってくるかと思うんですけども、これはどれでしたっけ、最終的に選ばれたものの場合がそうという理解なんでしたっけ。

山本 これは先ほど自然環境への影響についてご質問があったところとも関連するのかなと思うんですけども、切土をすれば、当然、緑地は、森が切土していけば失われますので、これは今後調査をして、選定された案をもとにもうちょっと自然環境状況についても情報が入ってくると思いますので、そこで評価をしたいなと思っています。

日比主査 では、20番で答えていただいている、再度、評価を行うというところに含まれる理解でよろしいでしょうか。わかりました。

そうすると、選定された後にそこを評価するということになる。

山本 そうですね。調査をして、その調査結果に基づいて選定されて、そこには自然環境の項目もあるので。

日比主査 そうすると、ロジック的に自然環境は代替案の選定には影響を与えないということになるんですけども。

山本 代替案の選定の中でも自然環境は入っていますので、自然環境のみで決まるものではないですけども、入っていると。

日比主査 ただ、それが要は切土の深さだけで、今、判断されているわけですね。

柳委員 一般には深さと面積です。

日比主査 ですね。だから、私はむしろ面積、特に自然環境面では面積が重要になってくると思うんですけども、今、いただいている資料を見る限り、深さだけでとられているので、その後、自然環境面を見た場合に、それだけでは評価できないはずなんだけれども、面積のほうは選定された後に、より詳細な調査を行いますというお答えだったと思うんですけども、ということは、つまり自然環境面というのは、この選定プロセスから外すという意味になるんですけども、実質的に。

松下委員 一応、少し20番のお答えをしんしゃくすると、自然環境評価については再度、評価項目を増やして検討するというところで、切土の高さに加えて面積もやる、そういうことで評価を多分されるんだと。その上で、選定された案をもとにして、より詳細に検討すると、そういう理解でよろしいですか。どうでしょうか。

日比主査 それだったら。

松下委員 20番の答えだと、代替案選定時点にさらに評価項目を増やすと書いて。

日比主査 増やして、ここの再度、評価を行うのの評価というのが代替案の検討という意味であれば問題ないと思います。

松下委員 選択した後に評価するので、選択するときに評価。そういうことですね。

日比主査 20と23では、若干、その自然環境面の評価のタイミングが違いますので。

山本 時間もあるので、どこまで、今、詳細にすべての路線で情報が得られるかというのが、その辺、調査団のほうに聞きたいんですけども、現状、代替案が全部出ていますけれども、5本出ていますけれども、すべて測量はしていないと思うんですけども、今、出ているような面積であるとか、そういった情報は出てきますか。

木内 代替案すべてに対して測量とか、そういうのは今は全然考えておりませんで、選定されたルートに関して測量を行い、それで計画を立てるというステップになります。先ほどから議論にありましたように、まず、代替案の評価に関しましては、我々としても粗っぽくやり過ぎたなということで、先生方のご意見をいただきまして、評価項目をもっと増やして適切な評価基準、評価指標を設定して、それで評価し直したいと、こう考えております。選定された路線に関してはEIAを実施していくことになりますので、その辺の細かい評価の検討は今後、実施していくと、こういう予定でございます。

日比主査 わかりました。今ので明確になりました。

松行委員はよろしいですか。ありがとうございます。

次について、24番、柳委員、お願いいたします。

柳委員 これはレポートの中に書かれているものを一応、確認的に書いてみただけで、それに対する回答も代替案の2を選定したというのは移転家屋数が少ないとか、建設費が低いと、インターチェンジ設置の用地の確保ということで、この3点から代替案の2を選定しているというお答えなので、そういうことかなと思っているだけです。これは確認的に質問しただけなので大した内容はありません。

日比主査 ありがとうございます。

では、次、環境配慮のほうに移しまして、25番、石田委員、お願いします。

石田委員 回答をありがとうございました。それで、拝見するとBODだとか富栄養化の話ですけども、本文に動植物に有害であると書かれてあったので、何か、砒素だとか、そういう元素のようなものまで出ているのかなと思ったんですが、そういうのはないわけですね。いわゆる生活雑排水が引き起こす現象だと考えていいわけですね、ここは恐らく。砒素だとか有機水銀だとか、そういったものではないということでしょうか。有害という言葉にちょっとひっかかったものですから。

山本 ちょっと把握していないのでお願いします。

木内 そのとおりでございます。特に、まだヒアリングの段階で確認していないんです

が、かなり上流側にダンピングサイト、ごみ捨て場がつくられていて、それによってかなり影響が出ているんじゃないかと、こういう話がありますので、それらについても確認したいと、こう思っております。

石田委員 ありがとうございます。

日比主査 次、26番、松下委員、お願いします。

松下委員 これについてはこのお答えで了解いたしました。

日比主査 27番も松下委員。

松下委員 27番も同様です。28もこれで結構です。

日比主査 29、私、日比です。ここはわかりました。生物地理区って、通常、地球全体での6つずつぐらいの動物相、植物相、6つずつぐらいのがありますので、フィリピンのあれであるというのがわかるのを一言、入れていただければいいと思います。説明としては了解いたしました。

それから、30番、ここは多分、報告書の中でのご説明が不足していたのかなというふうに思います。地球温暖化関係のところ、表11.6-1の中で事業予定地で生産される農作物におけるオフセット効果というのがあったので、よくわからなかったのでご質問させていただいた次第で、むしろ、事業地内で植樹をすることによるカーボンオフセット効果ということだというふうに理解いたしましたので、そこはちょっとわかりやすく記述し直していただければと思うんですけれども、ただ、緑地・農地が失われるということもありますので、それによるCO₂の排出効果と合わせて、ここは記述を検討いただければと思います。30は以上です。

それから、31、ここは対象地には保護区はないということが書かれていたんですけれども、もちろん、対象地にあっては困るわけなんですけれども、当然、むしろ間接的な影響のある、なしという観点を特に自然環境の場合は、もちろん、対象地にないのが一番重要なことではあるんですけれども、多分、ないのが前提になってくると思います。むしろ、間接的な影響の部分についての考え方等を記述いただきたいということで、そう記載していただけるということなので了解いたしました。

32番、柳委員、お願いいたします。

柳委員 これは道路で分断される水源といっても、回答では基本的に被圧地下水で、20～300メートルの被圧地下水を水道水源としているところと、それから、シラン町域の水源はまだ調査していないのでわからないけれども、水利権への影響というものはあるかも

しれないと、こう書いてあるわけですね。だから、それは未定なんだけれども、水利権としてはシラン町域の水源については可能性があるということなんでしょうかね。だから、それは影響が未定というよりも、ある程度の影響を想定して考えておいたほうがいいんじゃないですかというのが僕の指摘なんですけれども、これはコメントでも、結局、残すことを考えていますので、これはこれで結構ですけれども、後でコメントとして残すということにしたいと思いますので。

日比主査 では、次、社会配慮、33番、石田委員、お願いします。

石田委員 ありがとうございます。まだ、ミクロな調査をしていないんじゃないかと思うんですね。その一つのことは32番で柳委員のご回答にあるように、生活水源を現地調査する必要があることから未定としているということで、私がこのあたりで調査した限りですけれども、3つの農村しか見ていませんが、上水道は来ていないんです。だから、結構、井戸を頼っているんです。だから、井戸は意外とあると思います。

それで、そういうことから考えても、あと、実際には地図の場所が、ごめんなさい、まだ、正確にははっきりわからないんです。恐らく本当に私が調べたようなところと近いと思うんです。渓谷沿いのところも調べました。そうすると、質問に書かせていただいたようなことが頻繁に見られるんです。

そこもやっぱりV字型の深い谷をしているんですね。V字型って、どこまでV字の角度なのかと言われてわかりませんが、かなり急峻な深い谷なんです。そこに人が小屋を建てて住んで、かつ急峻なところでヤギを飼ったりしているわけです。そこをみんな通勤にも使っているし、それから、下ではおばさんが洗濯をして小銭を稼いでいるし、それから、川を横切るような形で細い道をつくって、みんな、工場に稼ぎに行ったりしているわけですね。だから、ここで懸念されるような行為は行われていないと言われる根拠を教えてください。これは、私はどう考えても納得できないんです。

日比主査 いかがでしょうか。

山本 すみません、調査団のほうではまだ、そういったところまでは見られていないということなんでしょうか。

木内 私もちょうくちよく現場に行って見ておりますけれども、特に家を建てるというような状況はまだ見たことがございません。それから、川を横切って通勤路にしているとか、通学路にしているというような状況も見えてございません。基本的に集落が余りない地域を今回の高速道路は通っていますので、そのせいもあるのかと思いますけれども、ただし、

少し町に近くなってくるところでは、川底までおりて洗濯をしているという人は見かけます。ただし、斜面上に家を建てるというような状況は今まで見たことがございません。それで、現在、地形測量をずっと実施しておりますので、測量の人たちにもその辺は聞いてみて確認したいと、こう思っております。

石田委員 溪谷の上、谷のてっぺんあたりから斜面にかけての放牧をやったりはしていませんか。

木内 この地域で放牧は、もうちょっと川より離れた地域では放牧しているところがございます。ただし、谷のすぐ近くまで放牧しているというのは、今のところ、そういう状況は見えておりません。

石田委員 わかりました。現地からの貴重な情報をありがとうございました。ただ、いずれにせよ、フィリピンではよく、こうやってマージナライズされた人たちは見えないようなところで、結構、営みをしているものですから、いずれにせよ、これはコメントとして少し考えて残します。ありがとうございます。

山本 今、映している地図をお送りさせていただいたと思うんですけども、もし、石田委員が既に現地で見られている場所とか、一番左側がシランの町かと思うんですけども、もし、地図上でご指摘いただければ調査団のほうもわかりやすいと思うんですけども。

石田委員 ご希望であれば、町とか集落の名前は後でお知らせすることができます。今は覚えていません。ただ、あと、私たちはGPSも何も持っていかなかったので、正確な場所はわかりません。

日比主査 よろしいでしょうか。

石田委員 いずれにせよ、やっぱり、フィリピンの場合は念に念を入れて、念を押し過ぎることはないと思うのでコメントとして残します。要するに線形で注意深く選んでいただければ、そのコメントが外れるところを選んでいただいている、それは非常にハッピーなことだと思いますので、いいことだと思いますので。ありがとうございます。必要であれば、私たちが書いた報告書もいつでもお渡しできます。

日比主査 では、次、34番、柳委員、お願いいたします。

柳委員 この回答で了解いたしました。

日比主査 では、スコーピングについて、35番、石田委員、35からしばらく石田委員です、42番までお願いいたします。

石田委員 35番は、要はメトロマニラなど遠い大都市へのアクセスがよくなるという意味と理解してよろしいですか、近隣の公共施設へのアクセスという意味ではなくて。

山本 部分的には高速道路周辺のアクセス道路等も整備されるとも思いますけれども…
…。

石田委員 カビテ州にも結構大きな病院がありますけれども、そういうところじゃなくてやっぱりメトロマニラまでの……。

山本 主にはメトロマニラ。

石田委員 そうですね、やっぱり、マニラとの間をつなぐという意味ですね。

山本 ええ、ここ周辺に工業団地等がありますので、まずはそこから発生している渋滞の解消というのが一つ大きなインパクトになると考えていまして、それで周辺の混雑が減るという想定をしています。

石田委員 それと、36番は13番と少し関連するんですが、13番では、学校、教会、病院の位置は調べていただいてありがとうございました。ただ、フィリピンの場合にはそれ以外のNPO的組織が結構あるのはご存じだと思いますけれども、例えば国際的なNGOだったり、それから、住民組織とは別に組合をつくりますから、貸し付けと信用供託をする組合をつくるので、そういうのもぽつんとあるんですよ。そういう半公共的な建物や敷地は避けられているんでしょうかというのが私の疑問なんですね。ということで、ここもコメントで残したいと思います。ありがとうございます。37番も同様です。

38番ありがとうございました。

39番は柳委員のところでもご説明いただいたので理解できました。

40番もありがとうございます。41番もありがとうございます。

42番は本当に気をつけてほしいと思います、工事をされる場合には。だから、これは残します、コメントとして。

以上です。

日比主査 では、43番、松行委員、お願いします。

松行委員 まず、教えていただきたいんですが、ここで各LGUの土地利用計画や開発計画の実施促進に寄与するとありまして、土地利用計画は、このご回答で書いていただいたComprehensive Land Use Planでいいと思うんですが、まず、開発計画というのは行政が作成している、フィリピンではそういったものを行政が作成するものなんでしょうか、というのをまず1点、追加で教えていただきたいんですが。

山本 それは、回答の中では作成しているということで、そういう事実はあると思うんですけども、例えばLGUはどういったものかという。

松行委員 そうではなくて、ここの土地利用計画というのはわかるんですけども、行政が開発計画、例えば日本でも市街地開発事業とかで行政がやることとかはあるんですけども、そういうどこかのエリアを選んで、例えばここを開発するために行政が何か詳細にプランをつくってみたいなのは、フィリピンでもあるんでしょうか。それとも、この開発計画というのが民間の開発計画なのかということをお教えいただきたいんですが。

武藤 恐らく3パターンがありまして、フィリピンで今まで一番強かったのは、大きなインフラ計画をどちらかというと中央主導の視点でつくっていくというのがまずあります。当然ながら、それは上から押しつけるというのではなくて、CLLEXのプロセスでも少し議論になったかもしれませんが、それをローカルガバメントと議論して、リージョナルディベロップメントカウンセルの中で、きちっと各LGUが納得した形にしてとか、そういうプロセスがあるんですね。そういう、まず、大きいインフラ物をつくるというプロセスがあります。

あとはどちらかというと、今度はローカルレベルの開発プランですけども、これは2種類あって、民間ディベロッパー中心のものと、それから、ローカルガバメント中心のものというのがあると思います。場所によってどっちのほう優勢かというのがどうしてもあると思うんですけども、基本はローカルガバメントは自分の土地利用計画が発端になるわけですけども、土地利用計画を決めて、それぞれのエリアの中でどんなことをしていこうかというのを考えていく役割にあります。ただ、お金がないので、そんなに何か着々と投資をするということではないんだと思うんですね。

一方、都市部に近いところでは、ここなどがそうだと思うんですけども、ローカルガバメントにちゃんと許可を取りながらという前提ではありますけれども、民間開発業者が来てコマースセンターをつくったりとか、今、出てきた住宅地を何かちょっと囲ったような形をつくったりとか、そういうことが出てきています。大きく言うと、推進しようとする主体が誰かによりけりで3つの開発パターンがあると思っています。

松行委員 この表現ですと、各LGUのと書いてあるので各LGUの開発計画というふうに読めるので、なので、民間はやっぱり入らないんじゃないですか、この表現ですと。

武藤 多分、LGUが民間の力を借りながらというのが実態だと思うんですけども、現実には起こっていることというのは。

松行委員 現実にじゃなくて、その計画というのは……。

武藤 計画論のほう。

松行委員 もちろん、そうです。計画というのは行政が作成して、それがオーソライズされたものというふうに考えていいんですね。

武藤 現実には開発計画をディベロッパーなりが持ち込んで、それに許可を与えます。

松行委員 開発許可ですか、ここで言っている開発計画って。

武藤 すみません、一般論で言っております。ここは本当にCALAXのどこかのところが言っているということになりますかね。ごめんなさい、今はあくまでも一般論です。

松行委員 フィリピンの土地利用計画制度自体について伺っているんです。この開発計画というのは、いわゆる行政がつくった計画なのか、それとも民間が例えばここで大きい商業コンプレックスをつくらうみたいな開発なのか、どっちなのでしょう。

山本 すみません、木内さんのほうでこのLGUの開発計画と、あと、民間の開発計画の位置づけ等、もし、把握している……。

松行委員 いや、民間はいいんです。正直に言って、民間のを促進してプラスになるとは思わないので、何でそんな民間の後押しをしなければいけないのかというのが。LGUの開発計画というのがどういうものかというのを教えていただきたいんです。日本では余りこういうのって、市街地再開発事業とか、そういうのしかないのです。

木内 LGUのComprehensive Land Use Planというのは、かなり大ざっぱな感じなんです。一番基本的なものは、この計画に沿って用途規制をかけるという状況です。ですから、商業地域と指定されたところについては、その地域の開発は例えば民間がその地域をねらって商業施設を整備していくとか、そういうのがフィリピンの一般的な状況でございます。ですから、Zoning Ordinanceは一応守られているという状況ですかね。

松行委員 ごめんなさい、それはわかるんです、一応、都市計画屋なので。ここに出てくるこの書き方だと、土地利用計画のほかに開発計画があるというふうに私は読み取ったんですね。その開発計画は何ですかと伺っているんです。Comprehensive Land Use Planというのが多分、土地利用計画ということなんだと思うんですけれども、それ以外に何か開発計画というのを行政がつくっているんですかという質問なんですけれども。

武藤 これは一般論の話ですけれども、各ローカルガバメントは基本はゾーニングをやっています。それをやっていないところはないと思っています。より能力の高いLGUは開

発計画をつくることがあります。でも、それを全LGUがやっているかということ、そういうことではないと思います。能力の高いLGUは例えば近くにこういう工業団地があるとか、こういう資源があるということを考えて、では、自分たちの開発計画として、こういう市町村道路をつくろうとか、小さな風力発電をやろうとか、そういうのを持っているLGUもいます。

松行委員 それはインフラ計画と考えていいんですか。

武藤 私たちが接するのはそういうことが多いです。

松行委員 すごく細かくて申しわけないんですけども、開発計画という言葉は使わないほうがいいと思います。すごく誤解を招くので、あと、もう一つなんですけれども、ここで各LGUの土地利用計画の実施促進に寄与するとありますが、都市計画というのは開発を促進する制度ではなくて、逆に開発をコントロールしていこうという制度であり、例えばゾーニングでここは住宅地というふうに決められたら、ここにどんどん住宅地を開発しましょうと言っているのではなくて、住宅地を開発するんだったら、この中にしてよと言っているのであり、やはり、この評価とこの表現というのは私はそもそも違うと思います。なので、後で残させてください。

武藤 わかりました。

日比主査 よろしいですか。

では、次、時間が今、1時間40分ほどたっているんですが、もう少ししてから休憩を挟みたいと思いますのでよろしくお願いします。44番、松下委員、お願いします。

松下委員 これも表11-1、最初のところですが、No.1の評価理由を読みますと、大部分の土地は土地開発業者が買い占めていると、業者の許可で農業を営んでいる、そういう人たちが、道路ができることによって移動を余儀なくされることが出てくるということなんですね。そうすると、営農している人たちの住居というのはどこにあるのか、よくわからなかったんです。これはどうなんでしょうか。

あと、それから、表9.4-1でルートの選定のところでSocial Impactとして評価された中で、例えば表9.4-1のAlternative 2では17件が非自発的移転をすると、それから、表9.4-3ではAlternative 3で5件が移転すると、そういう非自発的移転の数と、どういう関係があるのかというあたりもよくわからなかったんです。このお答えを読んでみて、よく理解できなかったのもう一度、ご説明いただければありがたいと思います。

山本 つまり、周辺で営農している人たちの住居がこの11件に入っているのかというこ

とと、9.4-1の17件と11件の違いは何なのかというご質問でよろしいですか。

松下委員 そうい質問です。

山本 答えが後で出てくるかもしれませんが、すみません、私も全部は把握していない。すみません、木内さん、この件数とあとは営農している人の住んでいる場所の関係というのは把握されていますか。

木内 ここで書いてあります件数は、彼らの住んでいる家が影響を受けると。ですから、家がなくなりますという件数です。それから、現在、営農しているんだけど、営農の土地がとられるという人がどこに住んでいるかといいますと、その10件の中にも一部入っている。ただし、ほとんどは道路用地として取得する地域の外側に住んでいる人たちが99%はそういう人たちです。

松下委員 ある程度、理解できました。それで、あと、この回答のほうですと11件と多くはないとしておりますが、負の評価ではAの評価、影響が大きいという評価、ここあたりはどういう考え方なんでしょうか。

木内 これは、家自体が影響を受ける人は余り多くないんだけど、農業をやっている人たちが農業の手段を奪われるという意味では、かなり大きな影響が出てくるということで、Aという評価にしております。ですから、生計手段を奪われる人たちがかなり出てきそうだとということでAにしているということです。

松下委員 わかりました。

日比主査 次、45番も松下委員、お願いします。

松下委員 これも質問とさせていただきますが、こういうお答えについては、とりあえずは了解いたしました。

松行委員 よろしいですか。

日比主査 お願いします。

松行委員 すみません、私は余り了解してなくて。

松下委員 よくないというか、よいとは言っていないので説明としては。

松行委員 やっぱり、これは利益を得るのは開発業者じゃないですか。利益を得られないであれば、こんな先行投資でこんな土地の買い占めとかはしていないと思うんですが、地価が上がってから売るために、今、農地としてキープしているんですよね。なので、私はどう考えても開発業者だと思うんですけども。

山本 このCALAXの高速道路の計画というのは今の開発業者が入る前にはありません

でした。

松行委員 それはわかるんですが、例えば開発業者が買った値段があって、現在の値段がありますよね。それで、CALAXの線形が決まって、ここに道路ができます、ここにインターチェンジができますとなったとき、地価って上がりますよね、確実に。そのときに……。

山本 上がる場合もあれば、下がる場合もあると思うんですけども。

松行委員 ただ、上がる場合のほうが多くないですか、インターチェンジとかの。

山本 利便性が上がるという意味ではそうかもしれないですけども、住居の場合は騒音とか、あとは排気ガスも出ますので、そういう意味では地価が下がるような評価をすることもできると思います。なので、その……。

松行委員 ただ、上がった場合はやっぱり上がった時点で不動産を開発業者は売るので、地価が上がった場合は開発業者が利益を得ると思うんですけども。

山本 それはおっしゃるとおりかと思うんですけども、この問題というのは。

松行委員 なので、ここの利益を得る者は開発業者が開発した土地を購入する人たちではなくて、やっぱり開発業者じゃないですか。あと、もう一つ、不動産税及び不動産取得税により、国の開発による便益が還元されるとありますが、途上国では概して公の不動産の評価額がかなり低く見積もられる傾向にあるというのはご存じだと思いますが、フィリピンではどうなんでしょうか。

武藤 フィリピンではゾーナルバリューというのがありまして、いわゆる路線価格のようなものですけども、確かに市場価格にすぐ追いつくということではなく、やっぱり乖離は出るというのを聞いてはおります。

松行委員 どれくらいありますか。

武藤 どれくらいかはごめんなさい、わかりません。

松行委員 なので、多分、不動産税とか不動産取得税によって便益が還元されるというのは確かにそうなんですけれども、先進国・日本と同じと考えるのは、私は危険だと思うんですよね、フィリピンの状況は知らないですけども。

木内 その辺を説明させていただきますと、先ほども申したとおり、この辺の開発業者はかなり広大な地域を開発しています。それで、何回か、彼らと話をしているんですが、彼らとしては道路によって土地をとられるよりは、自分らで土地を開発して、それを売ったほうが利益が出てくると、こういう考え方が多いんですね。ですから、高速道路はしょ

うがないかなと、通してもらうのは国の政策であるのならしょうがないけれども、基本的には土地をとられるということについて、余り好意的じゃないというのが彼らの考え方で、彼らは自分らで土地の中の道路とか、教会だとか学校だとか、その辺も全部整備して売り出していますので、そっちのほうの利益のほうが确实だし、高くといたしますか、そういう感じでした、高速道路ができて地価が上がるという分は余り期待していないというのが、ここの周辺の開発業者の考え方です。

松下委員 現在、既に関買占めた土地は開発されてもう売り出されている、それとも人が住んでいる、これから売り出す。

木内 2種類ございまして、South Luzon Expresswayの近くからSouth Luzon Expresswayから2~3キロの区間は、既に開発されて売り出されています。それから、そこから離れたところは基本的にこれから開発という状況です。

石田委員 私も関連して質問させていただきたいんですが、このラグナ区間の路線も、もちろんメトロマニラに向かって通勤対象の地域であるし、かつ週末のミニリゾート化しているんじゃないかと思うんですね。僕はカビテのほうはわかるんです、ラグナのほうは延長線上なので、地形もほぼ同じ土地であれば、ミニリゾート化しているんじゃないかと思うんです。フィリピンで団長もよくごらんになられると思いますけれども、週末の新聞なんかだとミニリゾート化のホテルの宣伝だとか、開発の宣伝だとか、部屋が安いからみんな来てくださいというような宣伝がいっぱい出ているんですね。だから、そういう人たちがホテル開発なんかを、やはり利益を得るんじゃないでしょうか。

それと、僕が出会ったような農民の中でも、篤農家の人たちは目先がきくので、早目に溪谷沿いの土地を買って家を建てて、溪谷沿いにプール付きの小さな旅館を建てているんですね。そうすると、マニラから週末にミドルクラスの人たちがやってきて、楽しいんでいるというふうなことも散見されるわけです。だから、それを思うと、全区間に均等に利益がもたらされているという、この表現は何か納得できないなという気がします。

以上です。

日比主査 ここは議論の尽きないところでもあるんですけども、まだ、かなり質問が先にありますので、ここは後ほど助言案の確定のところでご議論を少し検討していただくということで、47番、松下委員。

松下委員 先ほど44番のところの説明をいただいたので、これは結構です。

日比主査 48番、松行委員、48から50番までお願いします。

松行委員 よくわからないんですけれども、表の中の生活設計のところ、ROW取得のための移転により、往々にして貧困層である非正規住民が、移転先での生活の再建を強いられると書いてあるので、私は非正規住民がいるとこの文章から読んだんですが、ご回答では家を失う非正規住民はほとんどゼロに近いと想定しているとあるんですが、どちらなのでしょう。

木内 前の説明は、かなり想定が入った段階で書いたものですから、今回の回答につきましては、かなり現地とか、その辺の状況をつかんだ上で記述しておりますので、今回の回答が正しいほうということでご理解いただきたいんですが。

松行委員 わかりました。ありがとうございます。

次、49番なんですけれども、ご回答の中にあるように、交通事故が増えるんじゃないかと言ったのはインターチェンジのあたりで、ご回答ではこのような交差点は信号制御とし、安全性を高めた交差点として計画するとあるのですが、そもそも交通事故は信号制御の問題ではなくて、例えばわき見運転だったり、信号無視といった交通規制を破っていたりするものが原因なんじゃないかなと思ひまして、もし、信号制御だけの問題であれば、日本で交通事故はほとんど起こらないと思うんですね。なので、私は交通量が増えれば、ここら辺の交通事故は増えるんじゃないのかなと思ひます。

50番に関しては、これでわかりました。ありがとうございます。

日比主査 51番は最初のほうにも少し議論がありましたが、柳委員、追加で何かございますでしょうか。

柳委員 51番はこれでわかりました。

日比主査 52番、お願いします。

柳委員 52番もこれで結構です。でも、52番と51番の回答に齟齬があるかなと思うんですけれども、もともとの農地を購入したものですかと聞いたら、そのとおりですと。でも、上ではもともとの農地ではなくて、そこはGeneral Development Zoneでしたよというふうに答えているので、ここの回答の齟齬はどうされているんですかという。

山本 これは規定されていなくても、農地として使われていたりするケースがあるということだと。

柳委員 General Development Zoneでも、用途は農地でもいいということなんですか。

山本 土地開発事業者が持っている土地を契約か、何らかの形で農地として使わせてもらっている農民がいるということですので。

柳委員 でも、先ほどの開発規制の要項からいくと、それは許されないんじゃないですか。

武藤 恐らく時系列的には、ずっと最初、農地だったところをローカルガバメントのほうで、将来はGeneral Development Zoneに持っていこうとあるとき、変えて、でも、しばらくは農地で続いて、でも、General Development Zoneに変えられたということで、誰か、開発事業者が来たら、その許可が与えられて、ですけども、まだ、大都市が始まる前までは、今まで農地として使っていた人がそのまま許可を得て農地で使っている。つまり意思決定と、実際、それがそう変わっていくかというところでタイムラグがあるので、こういうような状況が起きているのかなと理解しているんですが。

柳委員 日本の場合、市街化調整区域を農振法で農振調整区域にするので、そこで宅地というのは農家の住民であれば、宅地に三男坊まではできるという形になっているんです。それは日本の形ですけども、これの話とはちょっと違うと思うんですけども、だから、先ほどのこの説明が今までは日本でいうと、市街化調整区域で農業をやっていたところを一応、市街化区域に編入しましたと。ですけども、編入していたけれども、従来、農地として使っていた人については、農地としての利用をそのまま認めますよという許可がおりていると、そういう説明なんですかね。

武藤 農地として使えますよという許可は、開発業者との間でまず一義的にやっていると考えられます。

柳委員 でも、開発業者自体は許可権なんてないので、それは単に任意でやっていいですよという話だけですよね。ですけども、開発許可というのは国の制度や市の制度なので、行政が持っている権限ですからね、だから、行政の権限と開発業者との任意で農地として使わせるというのは、また、別問題だと思いますけれども、僕が問題にしているのは、用途というのは、一応、自治体が決めているんですよ、これは。だから、自治体は許認可権を持っているので、それを利用させるとかいうのは用途でこうやって認めているんだらうけれども、開発業者の任意で農地として使うというような話とはまた全然違う話なので、自治体はどうしているんですかということを知っているんですよ。

山本 つまりは、それぞれの地域のゾーニングの規定が変わるに従って、許認可権を持っている自治体と農民あるいは事業者との何らかの文書のやりとりがあるかどうかと、それが整理されて、今、きているのかどうかということですかね。

柳委員 そうですね。

山本 すみません、木内さん、そこら辺は何か把握されていることがありましたら。

木内 基本的にZoning OrdinanceでDevelopment Zoneという規定をしたという、ただし、その前は農地であったと。そのDevelopment Zoneと規定された中に農地があっても、それはそのまま容認される。ただし、そこで新しく住宅を建てる場合については、LGUの開発許可を取って、そういう土地利用に転換しなければいけないという状況です。ですから、この対象地域は今まで農地でしたと。ただし、LGUはDevelopment Zoneという、そういう土地利用に転換することを許可しますというゾーンに指定しているんです。ですから、今後、開発業者はそのOrdinanceに基づいて住宅地なりの建設が進むと。ただし、今のところはまだ開発業者の計画が追いついていなくて、これから計画を立てて開発を進めていくというのが現状です。現在、農地でして、そこで農業をやっている人は開発業者の許可を得て、そのまま引き続いて農業を行っているという状況です。

柳委員 無償での賃貸契約ですよ。許可じゃないですよ。了承を得てというのは、許認可権なんてないんだから、だから、基本的には同意を得て無償でもってそこを借り受けて、そこで農業をやっているということですよ。

日比主査 よろしいですか。

53、54は私、日比からの質問でして、両方とも自然環境にかかわる部分です。

53は事業予定地及びその周辺に希少種は存在しないということでしたので、2点、希少種以外の影響はどうですかということと、東南東の方向ですかね、割と希少種が多く生息する国立公園がありますので、細かく距離がよくわからなかったんですけども、15キロ程度、離れているというお答えをいただいていた、両方ともご回答いただいて、これがわかれば結構です。

それから、54は保護区に関するところなんですけれども、ここも上と同様、Mt. Makiling National Parkと、あともう一つ、南にもTaal Volcano National Parkですかね、2つあるのでこれらへの影響は大丈夫ですかということで、ご説明いただいているので了解いたしました。

それと、まだ、質問が残っているんですけども、2時間経ちましたので、一度、休憩を挟みまして、4時10分、再開ということでちょっと時間が押してしまっているんですけども、再開後は残りの質問をやって、あと、助言案をドラフトするという作業にしたいと思います。では、あちらの時計で10分まで6分間の休憩、ちょっと短いですが、お願いいたします。

午後4時02分 休憩

午後4時09分 再開

日比主査 それでは、再開させていただきたいと思います。

すみません、時間が押しておりますので、何分、進めていきたいと思います。

55番からのところで、スケジュール、ステークホルダー協議等に関して、石田委員、55から60番までお願いいたします。

石田委員 55から58番まで、ありがとうございました。コメントに残します。

59番もありがとうございました。60番もありがとうございました。

以上です。

日比主査 わかりました。ありがとうございます。

61番、柳委員。

柳委員 これも了解しました。

石田委員 62から64もありがとうございました。結構です。

日比主査 65番、松下委員。

松下委員 これで結構です。

日比主査 わかりました。ありがとうございました。

それでは、助言案ドラフトのドラフティング作業に入りたいと思いますけれども、これを前に映しながらやっていただくということは可能ですか。

青木 全体的に振った分、全部を押しなべて修文のところまで時間的に難しいと思うんですが、特にもともといただいている全コメントから、こういうふうに変えたいというところがあるところを中心にやっていただくかなと思っていました。

日比主査 まず、コメントに残さなくていいものを先に排除して、それでおっしゃったようなところ、あと、特に議論が大きかったところ、いろんな方がご意見されたところを中心に文章をつくり、そこで時間が残ればほかのところを見るなりという形で進めさせていただき……。

青木 いずれにしても、あの画面上で作業したほうが。

日比主査 そうですね。できる範囲でいいですけれども、させていただければと思います。まず、ご準備いただいている間に了解してコメントにも残しませんというのがあれば上から。

石田委員 1、2、3は落としてください。

日比主査 落としてよろしいですか。

4は議論があったところですね。これは後から。

石田委員 コメントします。

日比主査 5は。

石田委員 4、5は残します。

日比主査 5も残しますね。わかりました。

松行委員 6は削ってください。

日比主査 削ります。

7、8はとって結構です。私のです。9はコメントで残します。

10番、いかがでしょうか、柳委員。10番なんですけれども、いかがでしょうか。

柳委員 10番も残しません。

日比主査 削除ということで。

松下委員 11も落としてください。

石田委員 12から15までも落とします。

松下委員 16も落としてください。

日比主査 17、18、ここは議論が大きかった。

松下委員 残します。

日比主査 残しますね。

19、20、21は、松行委員、私は残したいところ。

松行委員 19は日比委員のほうに合流させて。

石田委員 ということでよろしいですか。わかりました。

22番は、ここもコメントで記載するというので、22も落として結構です。23は残させてください。

24、柳委員、いかがでしょうか。

柳委員 24も落として結構です。

石田委員 25は残します。

日比主査 26は松下委員。

松下委員 これは落として結構です。27は残してください。

日比主査 28、松下委員。

松下委員 落としてください。

日比主査 29は落としていただいて結構です、了解いたしました。30は残します。31も残します。

32、柳委員、お願いします。

柳委員 32は残してください。

石田委員 33も残してください。

日比主査 34、柳委員。

柳委員 落としてください。落として結構です。

石田委員 35、落としてください。36と37は一緒にして残します。38から41番までは落としてください。38、39、40、41は落とします。42番は残してください。

松行委員 43は残してください。

松下委員 44も残してください。45、46は一緒ですから。

松行委員 残して。

日比主査 これは一つにして、47。

松下委員 47は落として結構です。

松行委員 48は残さなくても自動的に新しい情報に更新されると考えていいんでしょうか。それでしたら落としてください。49は残してください。50は落としてください。

柳委員 51、52なんですけれども、落としていいんですが、ただ、回答を書かれるときの言葉の使い方というのが丁寧かというと、用途というのは法律用語なんですよ。用途地域なんだから、だから、ここで書かれているのは現在の土地の用途じゃなくて利用なんですよ。利用は農地、それはわかりますけれども、それから、そういうように厳密に言葉を使っていたほうが誤解がなくでいいので、今までの質問ってみんな誤解に基づいているというか、言葉の使い方が結構、粗っぽいので、だから、誤解しちゃうんですよ。それで、いろんな質問が出てくるので、それをちょっと気をつけていただいたらいいかなと思います。

日比主査 では、51、52は落とすと、削除で。

53、54は簡素にしますが、残したいと思います。

石田委員 55から58まで、55、56、57、58まで合わせて一つにします。59も残します。60も残します。

日比主査 61は柳委員。

柳委員 61ですが、これはこういう回答で調査を実施する予定となっていると、やるん

ですよ。やっていただけるんだったら残しませんけれども、コメントがなくて後でやりませんでしたと言われちゃうとちょっと困るので、やるということで回答されていますよということであれば落としますけれども。

日比主査 では、そういう理解ということで削除と。

石田委員 62から64まで落としてください。62、63、64は要りません。

松下委員 65もこれで結構ですが、先ほどの柳委員のご意見を参照すると、営農を許可ではなくて許容していると。以上です。

日比主査 ありがとうございます。

では、頭に戻りまして残すものについて文言、既に事前のものから変わらないものは変わらないと、変更するものは変更するというにしたいと思うんですけども、石田委員が少し早目にお出にならなければいけないということなんですけれども、大丈夫でしょうか。

石田委員 とりあえず、やれるところまでやります。

日比主査 わかりました。

では、4番なんですけれども。

石田委員 4、5は一緒にして、答えのほうの文言を採用させていただきますが、5の答えに出ているところを使いますが、まず、最初はスプロール化防止のため、その後に5の回答でCLLEX、ここの文章以下をそのまま採用します、CLLEXで採用した長期モニタリングの方法を検討すること。以上です、4、5は。スプロール化防止のため、CLLEXで採用した長期的なモニタリングの方法を検討することです。

武藤 より厳しい方法というのは、何々よりという、何と比較しているのでしょうか。

石田委員 現状の報告書で書かれていることよりと厳しい方法という意味だったんですが、ただ、回答のほうでCLLEXで長期的に総合的に見ていこうという方法がありますので、それをそのままこちらでも適用を考えてくださいと文言を変えました。

日比主査 今の文言で4、5を合わせて置きかえるということで、わかりました。

それから、次は9番、私のここはそのまま事前のコメントどおり残します。

それから、17、18、松下委員、松行委員。

松下委員 私はこのままで結構ですが、18と合体して両方とも。

松行委員 表9.4-1及び表9.4-3のOver-all Evaluationのですかね、表によって違いますね、代替案の全体的な評価に関して、最も推奨される代替案が選ばれた理由を明記することみ

たいな感じで。

日比主査 ここは調査団のほうからも、評価の仕方をもう一度、検討される、重みづけをするなりというようなお話があったかと思うんですけども。

松下委員 それを入れましょうか。では、私のほうでつけ加えますと、評価基準を明らかにされたいと、それに加えて評価項目の重みづけ、あるいは総合的評価の方法について検討されたい。

山本 定性的な評価で調査結果をまとめるというお話だったと思うんですけども。

日比主査 そうですね。最終的な評価の理由も明示していただくと。なので、文言は、理由を説明することと、多分、その前に松下委員の17番。

松下委員 評価基準を明らかにされたい。

日比主査 されたいというのと、今、おっしゃった。

松下委員 加えて評価項目に重みづけをした評価方法及び総合的評価方法を検討されたいと。

日比主査 それで、最終的に選ばれた理由を明記するという、この3点で。

武藤 後でまとめますが、こんな感じ、定性的なという。

日比主査 そこは定性的という言い方がいいのか、あるいは定性的な、例えばもとの推奨される代替案が選ばれた理由を定性的なものも含めて明示することとか。

松行委員 そうですね。なので、さっき、石黒さんにご説明をいただいたように、とと×の数だけでやっていなくて、こういう理由があるから選んだんだということをちゃんと説明もしていただきたいというところです。なので、定性的という言葉は。

日比主査 むしろ、総合的かもしれません。

山本 では、総合的評価方法ではなくて、調査結果を総合的に評価するということで、何らか、確実的な方法を設定して、いわゆるマルチクライテリアの定量評価は特には必要ない。

松行委員 あってもいいと思うんですけども、それは補完する意味で、そういうふうな文章による説明が……。

山本 あった組み合わせでということ。

松行委員 そうです。

日比主査 マルチクライテリアによる評価がだめだという話ではないと思いますので、ただ、それだけで今のやり方ではどうも、それだけというのは違うんじゃないかというこ

とで。

山本 これでもよろしいですかね。もうちょっと大きくしますか。

日比主査 これで、議論は皆さんで聞いていただいているので、まとめていただいているところはおわかりいただけるかと思います。

それから、19番、これは20と。

松行委員 これは日比委員にお任せします。

日比主査 ここに関しましては、自然環境への影響は切土による評価のみならず、本当に切土でも面積が入っているとかなり違うとは思うんですけれども、今は切土の深さというんですかね、それで評価されていますので、切土の深さだけで評価するのではなく、面積、切土の深さのみならず、その他の要因についても評価することということになるかと思います。それは、切土の深さのみでなく、面積その他の項目により、再度、評価した上で代替案の設定を行うことということで、19、20、21はそれで一つにまとめます。これでよろしいでしょうか。

松行委員 はい。

日比主査 それから、23は、ここも今の19、20、21に合わせたという理解で、23はとっていただいて結構です。

25、石田委員。

石田委員 25は回答のほうの文章を使わせてください。回答のほうの5ページの一番最後の将来から始まっている文章、将来をとって、文章の始めは対象路線沿いは市街化されるものと予想され、生活排水が河川に流入する可能性がある。その次の文章、開発業者云々からチェックするまでそのまま使って、チェックすること。以上です。

日比主査 次、27番、松下委員。

松下委員 これはこのままで残して。

日比主査 30番は私、ここはオフセット効果とあるが、緑地・農地が失われることによる排出も含めた評価と緩和策の検討をすることという。

31は、これはそのまま残してください。 それから、32番、柳委員。

柳委員 これは水利権など影響の程度が未定の項目は、現地調査の上でその影響を評価することというふうにしてください。水利権など影響の程度が未定の項目は、現地調査の上でその影響を評価すること。

日比主査 33番は石田委員。

石田委員 33番は私の質問をそのまま生かして、全部、そのまま使って、一番最後、調査すること。若干、てにをははドラフトが得られてから直します。

日比主査 36、37、石田委員。

石田委員 新たに文章をつくりまして、路線は以下の地点を避けること。通学路、学校、教会、宗教施設、養護施設、NPO施設、協同組合。以上です。路線は以下の地点を避けること。通学路、学校、教会、宗教施設、養護施設、NPO施設、NGOじゃなくてNPOです、NPO施設、協同組合。

武藤 若干、質問です。宗教施設、学校などは大きいことから移転するとしても、多分、非常に困難が高いというのはわかるんですけども、例えば組合とか、NPO施設、養護施設はサイズにもよりけりだと思えるんですけども、本当に普通の家とか、本当に車庫みたいでやっているところもあって、コンペンセーションがあれば喜んで動く人たちもいて、交渉してはいけなくなると、少々困ってしまうという感じなんですけれども。

石田委員 おっしゃるとおりですね。僕は大規模なことばかり、協同組合も多少の土地を持っているところをイメージしていたものですから、今のご指摘は……。

武藤 車庫みたいなところがあるということです。

石田委員 そうです。今のご指摘はもっともだと思います。本当に寄り合いのような感じで、どうしましょうかね、避けていただきたいけれども、移転が可能でウイリングであるというところであれば交渉可能だから、全然、問題ないわけですね。だから、一概にその地点を避けることと断言しないほうがいいですね。

武藤 よく話し合うことが重要ですね。

石田委員 以下の施設にかかるときは十分な協議を行うことと。武藤さん、ありがとうございます。以下に施設に線形にかかるときは十分な協議を行うことと。私の助言は余りにも断定的でした。ありがとうございます。

山本 すみません、33番のマージナライズされた方々のところで教えていただきたいんですけども、川での水泳というのが。

石田委員 川での水泳というのは、彼らは村人もその人たちもみんなよく泳ぎに来るんです。

武藤 シャワーのかわりにとか。

石田委員 シャワーのかわりとか、乾季の暑いときはみんな連れ立って、少し歩いて川に本当に水泳とか、水浴びに来る。そういう感じです。

山本 例えば今回、調査は交差するところの影響をガイドラインに沿って、最小限に抑えるように行うと思うんですけども、水泳とかだと非常に長い処理にまたがってしまうかなと思ひまして。

石田委員 25メートルプールを一生懸命泳ぐというよりも、むしろ、水浴びのイメージを考えていただければいいんですね。

松下委員 水浴にされる。

石田委員 ありがとうございます。水浴にしてください。

山本 わかりました。

日比主査 次は42番、これも石田先生です。

石田委員 42番の文章は、工事中、食料を含むごみ及び産業廃棄物の嚴重なる管理を実施することと。以上です。

日比主査 43は松行委員になります。

松行委員 これは供用後の評価を再考することだけでは短いですか。もっと説明を加えたほうがよろしいですか。

山本 どういった内容に。

松行委員 内容としては、この説明では書かなかったんですけども、地価の上昇と都市化の促進がプラスの影響だけかどうかということと、開発計画って言わなくても抜かしていただけるんですか、土地利用計画の実施促進に寄与するという事は、文章からしておかしいんですけども、ここは本当は削除すべきところなんんですけども、そこまで書いたほうがいいですか。

日比主査 確實を期すという意味では助言ですので。

松行委員 わかりました。では、順番は後で考えるにせよ、一つの文章は、地価の上昇と都市化の促進が正の評価のみであるか、再考をすること。それで、次の文章は削除していただきたいんですが、それはあえて入れなくても、していただけるものと考えて入れません。

開発計画というのは、言葉自体がおかしいので削除していただきたいんですけども、土地利用計画の実施促進に寄与するというのは、そもそも土地利用計画というのは先ほども申し上げたように、開発を促進するためのものではないので、文章自体がおかしいので、なので、これは特にぐちゃぐちゃになるので入れないんですが、削除していただければと思います。なので、地価の高騰と都市化の促進が正の効果のみか、再検討することだけで

結構です。

日比主査 ありがとうございました。

次、44番ですが、松下委員、石田先生が出ないといけないということなので、55番に飛んで先に。

石田委員 申しわけありません。55から58は2つに分けました。まず、一つはステークホルダー協議には、さまざまな住民組織と住民の参加を求めることと。それがまず1点です。それから、2点目は別立てで、路線の検討には直接影響を受ける住民が参加すること。単に説明を受ける対象というよりも、選定の代替案の検討のときから何からの形で加わってほしいなという願いです。

青木 すみません、石田委員がお帰りということで、2点だけ、クラリフィケーションさせていただいていたいいですか。

石田委員 まだあるんです、59、60があります。

青木 ありますか。すみません。では、終わった後に1分ほど時間をください。

石田委員 59は質問をそのまま、最後をことにしてください。59は4つありますけれども、その小項目をそのまま使っていて、全部、最後はことにしてください。例えば1番は説明を行うこと、2番は反映させること、3番はプロセスを確保すること。末尾についてはまた後で見せていただきます。

60番もそのままコメントの文章を使ってください。補償を考えると。以上です。

武藤 申しわけないです、クラリフィケーションです。55から58のところの2つのポイントは理解いたしました。ただ、言葉のあやですけれども、路線の検討には直接影響を受ける住民が参加する。これはわかりました。次、ステークホルダー協議にはなんですけれども、さまざまな住民組織と住民の参加なんですが、もしかしたら、2つ、レイヤーとして考えていらっしゃるんですか。路線決定に本当に直接影響を受ける人たち、それ以外、路線決定以外の本当にありとあらゆる影響に関しては、そのサイトには住んでいないけれども、何からのインパクトを受ける人たちも入れる。

石田委員 そのご理解で。

武藤 だから、ステークホルダー協議は、本当は狭い意味と大きい意味とありますね。2つ使い分けてもよい、そういうことですね。

山本 すみません、59番、前段、前置きのところで、工業団地、ゴルフ場開発。

石田委員 これはそのまま使ってください。

山本 これはそのまま使われるので、過去の事例で生じたような問題が生じないように説明をするという。

石田委員 いいえ、それはそのまま変えなくていいです。

山本 周辺で工業団地やゴルフ場開発等があると思うんですけれども、道路の事業の進め方をこういった説明にあてるという意味ではないと。例えばほかで開発している者がこのステークホルダー……。

石田委員 関連性がないんじゃないかという質問ですね。と、僕は思わないんですね。関連性は十分にあると思うんです。関連性は十分にあると思います。

山本 ただ、道路に関してのステークホルダー会議なので、例えばAという開発業者がいるからといって、Aという開発業者すべての事業を説明するというか、関連する人を集めるなり、余り広げるような意味合いではないのかなというところを確認したい。

石田委員 では、すみません、これについてはまたメールで議論させてください。落とすかもしれないし、変えるかもしれない。そこは括弧書きか、何かわかるようにしていただければ、また、私なりの釈明というか、意見を述べます。僕は強く関連性があると思っていますので、これはぜひ残してほしいんですが。

山本 あと、すみません、2のところでは計画に反映させることというか。

石田委員 2は落としましょう。2はいいです。いや、やっぱり、2は要ります。先ほどのステークホルダー、55から58のと関連しますから2は欠かせません。道路線形とか、何か事業をするときに、住民が関与せずにエキスパートだけで決めていることが多い印象も持っています。確かにエキスパートは知識を持っていますよ。でも、それが決まってから住民に説明をして、説明を聞いて、では、どうですか、では、線形を少しいじりましょうという話ですけれども、何で最初からみんなを参加させないのでしょうか。エキスパートは確かにすごく知識を持っているし、知識が豊富かもしれないけれども、彼らが知らない住民側から見る視点もいっぱいあるわけです。

高橋 むしろ、この1番や2番は既にガイドラインに書いてあることなので、それを改めて助言で残す何か強い希望があるのかなというところを確認したい。

石田委員 私たちの役割は、ガイドラインが遵守されるかどうかをモニタリングしていくという役目もありますと思いますので、同じ文言であっても残します。それがもし不都合であるというのであれば、何か根拠を教えてください。私は何でそれが不都合なのか、全くわかりません。守られているのであれば書きませんが、守られていないかもし

れないということが予見されるケースの場合には、ガイドラインと同じ文言であっても、残しても一向に差し支えないんじゃないでしょうか。

高橋 不都合とは申しておりません。意図はわかりました。

石田委員 本事業のステークホルダー協議においても、住民はまだほとんど参加していないんじゃないですか、省庁とかはやっているけれども。例えば balan ガイキャプテンを呼んでいるかもしれないけれども、住民、本当に影響を受ける人たちはまだ参加していませんよね。そういうところは、実はなかなか実際、実質論はもっと難しいんです、途上国では。いろんな事情があって、早く呼んでしまうと土地の値段が上がるとか、そういうこともある。でも、それは住民にとっては余り関係ない話であって、行政、開発側の仕事の何か都合が優先される。住民と行政の両方を見なければいけないので、あえて同じ文言で、あえて一般的な文言であっても、あえて入れさせていただきます。それがわかりづらいようであれば、もう少し具体的にかみ砕いて直しますので、いつでもおっしゃってください。

柳委員 石田さんがいる間に、61、先ほど、一応、実施する予定のところで予定とあるので心配なので、やらない可能性があって、いただいた回答を利用させていただいて助言案にしたいと思うんですけれども、直接、家屋、土地が影響を受ける住民、開発業者の許容のもとに営農している住民、女性・若者・老人グループ、NGO、NPOを対象にステークホルダー協議を行うとともに、各グループに対してサンプリング調査でインタビュー調査を実施することというやつを助言案にかえさせていただいて、コメントとして残したいと思いますのでお願いします。

日比主査 石田先生が。

青木 手短になんですけれども、1ページ目の4番と5番を合わせていただいたコメントで、スプロール防止のため、CLLEXで採用したというふうにCLLEXで固有名詞が入っているんですが、必ずしもCALAXとCLLEXがずっと一緒に動いていくわけではないので、そのときに採用したものをここに参照しつつ、CLLEXというこれは消してもよろしいですか。つまり、CLLEXで採用したというのは必ずしも全員が共通のものではないと思うんですね。その方式というか。

石田委員 意図としてはCLLEXで採用された方法を参照して、ここにふさわしい長期的なモニタリング方法を築いてほしいということなんです。

青木 であれば、CLLEXで採用したというのはなくてもよいということですか。

石田委員 ただ、レファレンスがないじゃないですか。より長期的なモニタリングだけだと、どんな長期的なモニタリングが可能なのか。

青木 なので、逆にCLLEXでといった場合に、この案件単独で助言として残ったときに、CLLEXは誰もが想定できるものなのかどうか。

武藤 実は、CLLEXのほうは特別な何かフレームワークを本当に一から設計したというわけではありませんで、フィリピン側にある環境資源省などの既にある営みを使ってやるようなものなんですね。だから、フィリピン側の制度に基づいてとか、そんな書き方にしますか。要は、ここの案件だけを見た人がわからないということですね。

石田委員 そのときにクロスレファレンスすればいいんじゃないか、CLLEXの報告書を引っ張ってきて、そういう話ではないということでしょうか。

青木 そういう話なんですけれども、例えば助言委員会全体会合で見たときに、CLLEXだけがあってわかりますかという指摘があるかなと思って、必ず参照しないと、それが何かわからないということにはなり得ない。

石田委員 カウンターパートは同じなんでしょう、CLLEXをやるにしても。

青木 というか、一般的にJICAとして助言として公開をするわけですからけれども、もちろん、相手とJICAの1対1であれば申し入れてみればわかるんですけれども、例えば助言案をホームページに載せたときに、それだけを見た人がCLLEXとは何ぞやという。

山本 ホームページに出ている件名を載せればいいのかと思うんですけれども、CLLEXを注に。

武藤 脚注とかに。

青木 それでもいいです。もし、比較的簡単に具体的に対応した中身が書けるのであれば、変えてしまったほうが。

武藤 こういうことを何か新たにつくるといっただけじゃなくて、フィリピンにある複数の制度をうまく組み合わせてということなので、これをまた、やろうと思ったらすごく書かなければならないのですが。

日比主査 逆に、多分、ここで石田先生がおっしゃっているのは、CLLEXの案件でやると言っているモニタリングのようなことをやってもらいたいということ。

石田委員 そういうことです。

日比主査 逆に言えば、その必要なモニタリングをJICAさんのほうで表現していただくのを石田先生に見ていただくと。

青木 というふうにしたほうが一般化できるかなと思ったんですが、ただ、CLLEXを参照するというだけでもよいのであれば、その場合は残してもいい。もう一つは25番のところでいただいた、将来以降を残されるというところで市街化されるものと予想され、生活排水が河川に流入する可能性もあるが、といった場合に、将来を削ったわけですけれども、この文言は将来の可能性もあるわけですが、それは調査についてわかるものについてはということでもいいんですよ。遠い将来のものについてまで、調査をすることは逆にできませんので、つまり、調査計画なりがあれば、そこについて可能性をチェックするという理解でよろしいんですか。これは今後、調査がされて、今後、市街化がされる場所についてということですか。

石田委員 今回、対象路線を敷くことによって市街化されると。その規模はある程度、予想されるわけですよ。その規模に応じた生活排水の流入による河川の汚染の度合いの進みぐあいについて記述があればいいんじゃないでしょうか。

青木 それは具体的な計画に基づいて、そこに何かインプットというよりは、一般的に想定がされるものという理解という。

石田委員 ですから、定量的に何か予測を立ててグラフを書いて表現してほしいということは特に考えていません。定性的な記述が市街化することによって排水の汚染で動植物に与える、今は富栄養化が進んで水生植物が繁茂しているということであれば、何か具体的な指標になるような種が出てくるのであれば、それを書いていただいて、ないのであれば、そのさらに増強というか、増加が予想される。動物に対しては水中での、わかりません、もし、魚類に何か与える影響とかがわかるのであれば書いて、わからないのであれば、いいんじゃないでしょうか。

青木 わかりました。

石田委員 とにかく、そこを押さえてほしい。押さえていただければ。シミュレーションまでやっていただきたいとは全く思っていません。

青木 ありがとうございます。

石田委員 ありがとうございます。

日比主査 ありがとうございます。

では、44番に戻りまして、松下委員、お願いします。

松下委員 44番は今の文章を変えまして、表と入れたほうがいいですね、表11-1、No.1において想定される、後はもとの文章ですが、想定される非自発的住民移転の規模及

び、表9.4-1というのをとりまして、そのかわりに代替案の評価における非自発的住民移転数との関係を明らかにすることと。

日比主査 次は、45、46、松下委員、松行委員のところですか。

松下委員 45は46と合体していただいております。

松行委員 では、いいですか。土地を買い占めている開発業者が得るであろう利益についてもあわせて考え、評価を再検討することでいかがでしょうか。

武藤 フィリピン側とよく協議というのは、当然、してよろしいですね。フィリピン側はフィリピン側でやっぱりそういう社会的構成に関するバランス感とか、いろいろあると思いますので、そこはよく向こうと協議させていただいて。

松行委員 別にこれで評価を必ずしも変えろと言っているわけではなくて、抜けているので、それも追加をしてくださいと。もし、これで地価が上がらなくて、かえって下がるのであれば、別に評価を変える必要もないんですけども、とにかく、その視点が抜けているのでという意味なんですけれども。

武藤 フィリピン側とももちろんよく協議の上ですが。

松行委員 フィリピン側と協議をする必要というのは、どういう点でありますか。

武藤 やはり、どこに利益が帰着するかということに関して、何か、ドナー側だけの考え方で考えてはいけないのかなと素朴に思っているところがあります。

松行委員 どこで、誰が利益を得るというのは、どちら側の考えとかによるんですか。

武藤 ではなく、ファクトとして出てくるわけですよ。それをとにかく考慮に入れていないので、入れましょうということです。

松行委員 そうです。

武藤 わかりました。

日比主査 49、松行委員、いかがでしょうか。

松行委員 インターチェンジ付近における交通量増加に伴う交通事故発生数の増加の可能性も考慮すること。

日比主査 次は、53は私です。これは動物相と植物相、生物多様性の影響評価については、希少種の有無以外の評価についても明示せよ。後はとっていいです。ごめんなさい。明示せよ、またのところはそのまま残します。括弧書きはとってもいいですけども、国立公園に生息する絶滅危惧種への影響も評価すること。答えはもういただいていると思うんですけども、それを記述していただく。

山本 答えがあるにもかかわらずというのはどういう。

日比主査 それを報告書に入れていただきたいということです。単に質問して理解しましたというよりも、しっかりそれを、逆にそれが入っていれば、この質問はなかったということになると思いますので。

54もこの2つの保護区の影響について評価を記述することということで。

あとは、以上ですね。若干、オーバーしましたけれども。

青木 ありがとうございます。残す、残さないという最終確認はしないでもよろしいですね。

松下委員 まとめていただいてメールで。

青木 また、最終確認をお願いします。

最終的に日程等、今後のスケジュールですけれども、先ほど冒頭に申し上げましたとおり、3月2日に全体会合がありまして、こちらで確定の予定です。

では、本日、大体、素案がつくれていますので、月曜日を目処にこちら事務局側のほうで原課への確認も含めましてお送りします。2月6日の月曜日にいたします。若干、余裕を見て、17の金曜日辺りを目処でいかがでしょうか。

日比主査 わかりました。では、そこまでの取りまとめの作業を私のほうでさせていただいて、松下先生、申しわけないんですけれども、全体会合でご報告いただくということで、では、6日から17の間で少しメール審議が必要であればやりとりをさせていただくということで、ワーキングの先生方、よろしく願いいたします。

青木 どうもありがとうございました。

日比主査 どうもありがとうございました。

木内 ありがとうございました。

午後5時02分 閉会